

一般社団法人旅する学校 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人旅する学校と称する。

(主たる事務所、従たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

2 従たる事務所を三重県熊野市に置く。

第2章 目的及び公告の方法

(目的)

第3条 当法人は、現在及び未来の世代に対して、持続可能社会・循環型社会をつくるために、全世代を対象とした人と地域をつなぐ体験型教育旅行等のコーディネートを中心に、関係人口の創出による地域の活性化、人が輝く地域づくり、さらに人間が自然と共生できる豊かな地域モデルの実現をはじめとした創意ある取り組みを行うことを目的とする。

上記の目的を達成するために、次の事業をおこなう。

- 1 体験型・プロジェクト型・地域伴走型教育旅行事業の企画・実施
- 2 セルフデザイン型スタディツアー事業の企画・実施
- 3 学校等に対する教育旅行全般のサポート事業
- 4 自治体・事業者に対する教育旅行・学校等連携の支援事業
- 5 児童・生徒・学生に対する教育支援事業
- 6 学校等に対するカリキュラム・授業デザインの支援事業
- 7 その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、やむをえない事由によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第3章 社員及び会員

(入社)

第5条 この法人に次の会員を置き、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第6条 会員として入会しようとするものは、社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(会費等)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てる入会金及び会費として、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 法人の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
 - (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
 - (3) 第6条の支払いの義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (4) 除名されたとき。
 - (5) 総社員が同意したとき。
- 2 社員がその資格を喪失したときは、社員としての権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

第4章 社員総会

(開催)

第11条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

- 2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに社員に対して書面又は電磁的方法によって発する。

(議長)

第13条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において、議長を選出する。

(議決権)

第14条 社員総会における議決権は、1社員につき1個とする。

(決議)

第15条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 社員総会に出席することができない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的方法をもって決議し、又は他の社員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

(議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に据え置く。議長及び出席した理事は議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員

(役員)

第17条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上
- (2) 監事 1名以上

2 理事のうち1名以上を代表理事とする。

(選任)

第18条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって定める。

(任期)

第19条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第20条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(監事の職務及び権限)

第21条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(解任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(報酬等)

第23条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第6章 資産及び会計

(事業年度)

第24条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第25条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第26条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿

(剰余金)

第27条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第29条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第30条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第31条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第9章 補則

(委任等)

第32条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な事項は、代表理事が別に定める。

(法令の準拠)

第33条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

第10章 附則

(最初の事業年度)

第34条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和5年3月末日までとする。

(設立時の役員)

第35条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事	高橋 純司	山藤 旅聞	高橋 正明
設立時代表理事	高橋 純司	山藤 旅聞	高橋 正明
設立時監事	石井 俊二		

(設立時社員の氏名及び住所)

第36条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

住 所 神奈川県横浜市青葉区美しが丘四丁目9番地1 309号

設立時社員 高橋 純司

住 所 東京都杉並区成田東2丁目39番20-209号

ザ・ライオンズ杉並 善福寺川緑地

設立時社員 山藤 旅聞

住 所 千葉県船橋市行田町70番地9

設立時社員 高橋 正明

以上、一般社団法人旅する学校設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和4年3月26日

設立時社員 高橋 純司

設立時社員 山藤 旅聞

設立時社員 高橋 正明

附則

1 この定款は、令和4年12月28日から施行する。